平成２３年（フ）第１２４号
大阪府藤井寺市小山４丁目６番９号
債務者　別処由美子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
堺市堺区東湊町３丁173番地　あいうえお東湊寮
債務者　う我幸こと　大谷　秀明
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
奈良県大和高田市東中１丁目10番16号
債務者　土井　登史
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手９番地の15
債務者　末綱　美幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目12番24―303号、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町５丁目３番10号
債務者　実光昭宏こと　實光　昭宏
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
奈良県北葛城郡上牧町米山台２丁目４番４号
債務者　黒木　衣子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目５番12号
債務者　西谷　新治
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
奈良県大和高田市大字市場49番地の24、前住所奈良県大和高田市礒野町９番26号
債務者　深見　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
奈良県宇陀市菟田野区松井173番地の７
債務者　片石嘉代子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第７５２号
千葉市若葉区殿台町256番地１
破産者　伊藤志津子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２９号
千葉市稲毛区山王町10番地の37
破産者　田中せつ子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８９号
千葉県市原市下野533番地５　アドバンス102
破産者　藤森　一樹
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７０号
千葉市美浜区打瀬１丁目７番地４パティオスアバンセ813号
破産者　株式会社テキスタイルジイ
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４６２号
静岡市駿河区桃園町５番34号
破産者　三洋工芸株式会社
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地4198番地
破産者　浜中商店こと　濱中　　貢
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第４２０号
愛知県一宮市神山２丁目３番23号
破産者　日進株式会社
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２１号
愛知県一宮市神山２丁目３番23号
破産者　エサカ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６７８号
神戸市西区北別府４丁目15番地の21
破産者　神戸合同倉庫株式会社
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１２号
神戸市須磨区白川字休間ケ谷893―１
破産者　有限会社だるま金物店
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部